

パブリックコメントに寄せられた意見と市の対応方針

No	章	素案 ページ	寄せられた意見	対応方針
1	全体		全体的に地図や写真が多く入っていて、かつ表等でのまとめ方がされており見やすい資料となっています。	
2	全体		文化財と文化遺産が定義通りに使われていないように思います。	本構想（素案）2 Pで設定した定義どおりの記載に全体的に見直し、修正します。
3	第1章	2	文化遺産の説明がややわかりにくいです。	「文化財保護法により指定・選定・登録されていないものを含む、広義に文化財を捉えたもの」を「文化財保護法で規定する文化財のみならず、文化的な所産を幅広く捉えたもの」として修正します。
4	第1章	7	各計画がいつ作られたのか年度を示してもらったほうがいいです。	各計画に策定年を追記します。
5	第1章	7	図面中央の上下の矢印の意味がわかりにくいです。	下方のみの矢印に修正し、歴史文化基本構想等を策定することにより、「歴史文化を活かして魅力的な「まち」として復興することの表現とします。
6	第2章	14	位置のところに人口が書いてあるので、違和感がありました。	ご指摘のとおり、不要と判断されるので、削除します。
7	第2章	16～18	せっかくだくさんの写真があるので、各区の地形の特徴が書いてもらったほうがいいです。	各区の地形の特徴を記載します。
8	第2章	20	代償植生という言葉がわかりませんでした。	「代償植生」を「人為的活動によって発生した代償植生」との表現にします。
9	第2章	21	産業に主要な産業の記載がないので、どんな産業が発展しているのかがわかったほうが良いと思います。また、観光産業についても記載したほうが良いのでは？	主要産業と観光産業について、内容を追記します。
10	第2章	21～22	図2-6 から 2-8 の数字が読みにくいです。	図版の内容を見直し、わかりやすい表示のものに修正します。

No	章	素案 ページ	寄せられた意見	対応方針
11	第2章	28	産業の発展 何の産業が発展したのかが知りたいと思いました。	近代に発展した産業の代表として、金融業や製糸業などが発達したことを追記します。
12	第2章	31	2行目、保有数は所在数ではないかと思えます。	「保有数」を「指定数」に修正します。
13	第2章	33	国指定重要無形民俗文化財「相馬野馬追」の概要について、国指定、史跡、県指定重要文化財などは、時代がわかる「時代」とあるので、相馬野馬追も始めの文章に時代等を明示した方がよいと思う。	無形民俗文化財は過去から現在まで行われているものを指定しています。ついては、時代が限定できないので、時代の明記はしない方針でいます。また、いつから行われたかとの点については、学術的に不明な点が多いため、「第4章南相馬市の関連文化財群のテーマ4」において、記録が確認できる江戸時代以後の歴史を記載しています。
14	第2章	33	国指定重要無形民俗文化財「相馬野馬追」の概要について、野馬懸の内容が書いてあるのに「野馬懸」と名称が書いていないので入れた方がよいと思う。	概要文章に「野馬懸」の名称を追記します。
15	第2章	36	県指定天然記念物「大悲山の大スギ」の概要について、幹の太さについて表記はあるが高さの表記がないので、入れた方がよりスケールがわかり興味をひくのではないかと思う。	高さ45m以上を測ると追記します。
16	第2章	41	小高町史、鹿島町史の発行年が書いたほうがよいと思えます。	小高町史は平成18～29年にかけて刊行、鹿島区は平成4～26年にかけて刊行と追記します。
17	第2章	50	ボランティアガイドはどの程度いますか？	観光ボランティアが15名いることを追記します。

No	章	素案 ページ	寄せられた意見	対応方針
18	第3章	52	歴史文化の特徴は関連文化財から抽出することに違和感がありました。特徴があるので、関連文化財群を設定したのかと思います。	ご指摘のとおり、歴史文化の特徴と関連文化財群は一体となって設定したものです。ついては、3ページ、「図1-2本書の構成」について、「関連文化財群を設定し南相馬市の歴史文化の特徴を抽出」を「南相馬市の特徴を明確にする関連文化財群を設定」に修正します。同様に、51ページ「図3-1歴史文化基本構想の考え方について」、52ページ「関連文化財群の設定」、「南相馬市歴史文化の特徴の抽出」、55ページ冒頭文の記載を上記に関連して記載内容を修正します。
19	第3章	52	文化財の総合的把握の方針は示されていますが、調査方法、調査結果がないので、知りたいと思いました。また、後に出てくる生業や伝説などの民俗分野の調査項目が入っていないので、齟齬が生じているように思います。	ご指摘のとおり、調査方法、調査成果の記載がないことから、調査についての記載を第3章末に追記します。また、調査を実施した民俗分野について、調査項目に追記します。伝説については、67ページ「第4章表4-2主な文化遺産リスト」の「泉官衙遺跡」、「大悲山の石仏」の記載に伝説があることを追記します。
20	第3章	53	体制整備の整理について、最初の一文で行政と市民の協力体制の記述が不自然に感じました。	ご指摘の文章について、「自分達の生活に密接に関わる地域の文化遺産の保存・活用に市民の参加を促すためには、地域社会と行政等との連携・協力体制の構築が不可欠である」と修正します。
21	第4章	62	「テーマ1海と森の暮らしを感じる縄文空間」の、「表4-1主な文化遺産リスト」について、下の二段分（新田川・真野川の鮭漁と旧井田川浦、旧八沢浦の文化遺産）の枠が窮屈なので高さを広げた方がよい。	レイアウトを調整します。

No	章	素案 ページ	寄せられた意見	対応方針
22	第4章	79	<p>南相馬市で開催された報徳サミットにおいて、中村藩に報徳仕法を伝え、最大の功労者である富田高慶の暮らしていた旧富田家住宅が保存され、報徳仕法にまつわる資料の展示や、報徳仕法を学ぶための施設として活用されていない状態は、大変残念であるという意見を多く伺っている。</p> <p>旧富田家住宅を南相馬市が買い上げ、二宮家・富田家の墓とともに石神生涯学習センターを一体的に管理し、報徳仕法を市民に広く伝えるための施設として活用することを強く要望する。旧富田家の保存と活用を南相馬市歴史文化基本構想に組み入れるべきであると強く主張する。</p>	<p>ご指摘の富田高慶については、市民検討会での意見を踏まえ、79ページ「復興を支えた報徳仕法と移民、そして祈りをささげるまつり」に記載しており、また80ページ、「図4-11 関連文化財群」の分布図に旧富田高慶住宅として記しており、保存活用を図るべき文化遺産として位置づけています。また、ご指摘を踏まえ、83ページ、「表4-5 主な文化遺産リスト」の「報徳仕法を实践した人々に係る遺産」に富田高慶を追記します。</p> <p>なお、歴史文化基本構想は複数の文化遺産の保存活用をまとめた形で全体的な方針を定めるものであり、ひとつの文化遺産の保存活用の是非や具体的な内容を定めるものではないことをご理解願います。ご指摘の文化遺産の保存活用については今後検討していくこととします。</p>
23	第4章	89	<p>52ページ、調査項目に「文学・人物」が含まれていることを評価したい。ここで言う「文学・人物」とは、「文学以外の人物とそれ以外の分野の人物にかかわる文化遺産」を指すと考える。89ページの文化遺産リストには小林眼科医院など建造物自体の価値を評価してリストアップがなされているが、人物とのかかわりによって保存・保管すべき建造物があると考えます。</p> <p>いま、憲法学者鈴木安蔵生家が取り壊されるかもしれないという問題がおきている。市としてどう対処すべきが問われている。</p>	<p>ご意見のとおり近代の人物にかかわる建造物等の文化遺産についても今後保存活用すべきものと考えており、ご指摘の鈴木安蔵生家（林薬局）については86ページ「図4-14 関連文化財群」の分布図に記載し、保存活用を図るべき文化遺産として位置づけています。</p> <p>なお、歴史文化基本構想は複数の文化遺産の保存活用をまとめた形で全体的な方針を定めるものであり、ひとつの文化遺産の保存活用の是非や具体的な内容を定めるものではないことをご理解願います。ご指摘の文化遺産の保存活用については今後検討していくこととします。</p>

No	章	素案 ページ	寄せられた意見	対応方針
24	第4章	90	<p>小高ゆかりの文化人として、小高に限定することに疑問を持つ。漢詩人の佐藤雙峯、漢文学者の井土靈山、ドキュメント映画監督の亀井文夫、俳人加藤楸邨、作家島崎藤村、文学評論家荒正人らがいるのになぜ全体として「南相馬ゆかりの文化人」として考えないのか疑問である。</p> <p>すくなくとも近現代の文化として考えるとき、市域全体としての保護・収集・保管・展示・公開を考えるべきではなかろうか。埴谷・島尾文学資料館は、市域全体を対象にした文学資料の収集、展示、公開とした資料館とするべきである。</p>	<p>「第4章 関連文化財群」については、南相馬市のアピールポイントを明確にする方針で設定しております。「小高ゆかりの文化人」として、「小高」に限定したのは「小高」が周辺に比して特筆して近代文化人を輩出していることから、市の特徴を明確にするとの考えで設定したところです。しかし、ご指摘のように「原町、鹿島」においても文化人が多くいることから、「南相馬市ゆかりの文化人」とし、「原町・鹿島」の文化人を追記するとともに、記載の中で小高が特に多く著名な文化人を輩出していることを明示します。</p> <p>埴谷・島尾文学資料館はこれまでも鹿島区ゆかりの「荒正人」なども、調査研究、公開の対象としています。今後も市域全体を対象とするよう努めます。</p>
25	第4章	90	<p>南相馬市出身の新彗星発見者羽根田利夫氏は世界中に大きな影響を及ぼし続けている偉大な業績を残した人物である。南相馬市であまり知られていないので、歴史文化基本構想に取り入れることを強く要望する。</p>	<p>第4章「小高ゆかりの文化人」を「南相馬市ゆかりの文化人」に修正し、ご指摘の羽根田利夫氏についての追記を行います。</p>
26	第5章	92	<p>文化財の担い手不足は課題ではないでしょうか？</p>	<p>東日本大震災と福島第一原子力発電所事故からの影響の中で担い手不足を記載していますが、ご指摘を受け、震災以外の影響による担い手等の不足について追記します。</p>
27	第5章	96	<p>「取り組み2 相馬野馬追の体感」の、期間外のアピール等に関して、観光交流課との合同作業になると思うが、相馬野馬追に特化したガイドコース等をまとめ、現在いる市の観光ボランティアガイドの活用、または専任ガイドの育成等をして、年間を通じてアピールする方法をぜひ検討して欲しい。</p>	<p>97ページ「取り組み3 市民と一緒に保存活用する仕組みづくり」、98ページ「取り組み4 訪れて楽しい観光ルートづくりと環境整備」にも掲げられている内容であり、実現できるよう取り組んでまいります。</p>

No	章	素案 ページ	寄せられた意見	対応方針
28	第5章	97	「取り組み3 市民と一緒に保存活用する仕組みづくり」について、専任ガイドだけではなく、観光交流課の観光ボランティアガイドの専門知識の講座や連携なども考えた方向での検討をしてもよいかと思います。	「取り組み5 子どもから大人まで触れる・楽しめる文化遺産」に「文化遺産に関わる講座や説明会を開催する」と掲げており、実現できるよう取り組んでまいります。
29	第5章	99	文化財の保存・活用は高齢者の生きがいになり、また震災後の今だからこそ、この地域の歴史を学ぶことは大きな意義があるため、相馬地方の歴史講座を開講して欲しい。	「取り組み5 子どもから大人まで触れる・楽しめる文化遺産」に「文化遺産に関わる講座や説明会を開催する」と掲げているので、実現できるよう取り組んでまいります。
30	第5章	99	「取り組み5 子どもから大人まで触れる・楽しめる文化遺産」の、南相馬市の歴史や文化遺産を正しく魅力的に解説できる観光ボランティアガイドの育成について、ぜひどんなことがあっても実現して欲しい。市内の人でも南相馬市の文化財について、よく知らない方もいるし、市外から来て下さる人たちも、パンフレットだけではなく言葉での説明の方がよくわかってもらえるので、PR もしてもらえるようになるとも思う。	ご意見のとおり、実現できるよう取り組んでまいります。
31	第5章	100	旧鹿島歴史民俗資料館（自然科学）と南相馬市博物館（人文）のように分野の棲み分けをしてはどうか。	旧鹿島歴史民俗資料館収蔵資料の有効活用を図る上で検討内容とします。
32	第6章	103	歴史文化保存活用区域は、市域全体として捉えるべきではないのか。	歴史文化保存活用区域は、南相馬市の歴史文化の特徴をわかりやすくし、今後の歴史文化を活かしたまちづくりに向けた取り組みがより明確になるように設定したものであるため、区域に示されていない範囲についても、同様の取り組みを行う方針です。

No	章	素案 ページ	寄せられた意見	対応方針
33	今後に向けて	114	今後、改定はありますでしょうか？時代によって変わっていくことや新たな発見もあると思うので、そのような記載を加えるべきかと思います。	<p>本構想は、記載の文化遺産だけではなく、その方針に沿うものであれば、その他の文化遺産もその保存活用を図っていく方針です。ご指摘のとおり、このことについて記載が不足しているため、「今後に向けて」において、一覧等に掲げていない文化遺産も随時追加して進めることを記載します。</p> <p>また、時代によって変わっていくことなどにより、今後改定は必要と考えます。この点も記載が十分ではないので、追記します。</p>
34			上栢窪にある樹齢90年を超すクスノキを市指定天然記念物にして欲しい。	ご指摘のクスノキを確認し、文化財保護審議委員にご意見をいただくこととします。なお、本構想では指定文化財にしなくても文化遺産として保存活用を図る方針を掲げています。